

令和3年度 第3回公契約条例検討委員会議事録（要旨）

1 開催日時

令和3年9月29日（水）13時30分から15時まで

2 開催場所

第一応接室（本庁舎3階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、
大池太士委員、伊藤浩一委員、中野嘉勝委員、板倉章委員

4 欠席委員

なし

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐、赤穂課長補佐

6 会議要旨

（委員長あいさつ）

前回の会議では、皆様から現状認識を踏まえてのご意見をいただいた。その中で、事業者側と労働者側、それぞれが抱える課題を整理できたのではないかと考えている。

今回は、前回の意見を踏まえて、条例の必要性・方向性について議論を深めていければと考えている。

前回（第2回）の主な意見と論点について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

配布資料に基づき、資料1から資料7までを一括して説明

[説明内容は省略]

（委員長）

今の説明に関して質問等がありますか。

（各委員）

特になし。

（委員長）

それでは、議事（2）の意見交換に進みます。

まずは、資料1の6Pの論点整理だが、大きく分けて、論点A～Cまでが条例の必要性、DとEが条例の方向性と実効性という部分に関わってくるのかと思う。

非常に幅広い内容であるため、この議論の進め方については、項目ごとに進めた方が絞りやすいと思うので、まずは、順番に論点 A の「松本市の契約に関する方針について」というところから、検討いただければと思っている。

この点について、何かご意見等がありますか。

(委員)

今回、このような会ができたこともあり、是非、条例にしていくことが必要だと思っている。やはり、方針と条例とでは、与える影響というか、そのような部分も含めて随分違うものを感じている。条例化することによって、公正競争等を守っていけるようにしていけたらと思っている。

(委員)

私も賛成。やはり条例を制定するのは、十分に意味があると思っている。

(委員)

条例を制定するというのは、恐らく、働く方の労働環境を向上させるという意味だと思っている。公契約条例の制定ということは、公共工事の条例ということになると思うが、広く一般的に、民間工事などで働く方の労働環境は定めなくてもいいのか、枠から外れてしまってもいいのか、という疑問を少し感じている。

恐らく、市の方針であれば、松本市の中で行われる一般的な工事も含めてもいいのではないかという気がする。

(事務局)

資料 8 P の「松本市の契約に関する方針」の目的に、「この方針は市の契約に関し基本理念を定めるとともに契約に関する市の取組みの基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ」という記述があるが、あくまで公契約を対象にしており、民衆の契約までは縛れないということが、現在の市の方針の考え方となっている。これは条例においても同じ考え方になる。

(委員)

そうすると、議論のあるところだと思うが、この「松本市の契約に関する方針」を民衆の契約へ広げて、透明性を確保しなさいとか、談合はやめなさいということ、市の契約に限らず、盛り込むというようなことはできるのか。

(事務局)

民間まで縛る、義務を課すということになると、方針ではなく条例化していくということになると思うが、例えば、談合については、別の法律があり、当然に禁止されているので、そういった個々の法令の部分を、松本市が改めて条例で定めるということは、一般的にはないと思っている。そのため、法律的な部分では、条例の中で、国の法令と同じような内容を定めるということは難しいのではないかと思っている。

(委員長)

このような公契約の中で、労働環境の向上などを目指すことによって、結果として、民衆の方へも、間接的に影響を及ぶことがあるのではないかということでは、公契約条例を制定

するという意味はあるかもしれない。

(委員)

それはあるかもしれない。そこに期待している。

(委員)

そういう効果があれば、いいことだと思う。

(事務局)

例えば、こうした調査票等によりチェックすることで、会社の労務環境の改善に繋がれば、民間への波及効果があったということになると思われるので、その意味では、ありではないかと感じている。

(委員)

私達の仕事の関係からすると、入札・契約という関係が対象になってくる。松本市自体は、いろいろな契約をしていると聞いているが、清掃員などの労務費を含めた契約も対象になるということか。

(事務局)

公契約条例で何を対象にするのかというのは、条例の中で具体的に決めていくものになる。他の自治体の条例を見ても、建設工事、一定額以上の業務委託、指定管理を対象にしているところが多く、そこは自治体の判断になる。日野市のように、賃金型の条例だが、建設工事のみに適用しているというところもある。理念型の理念については、すべてに適用されるということになる。

(委員)

この資料を見ると、建設業の労働賃金の記載が多く、清掃員の労務に関する記載がほとんどないように感じていて、建設業だけをターゲットにして、条例を作るようにしか見えないところがあり、少し疑問を感じている。

(委員)

確かに、各自治体の公契約条例を見ると、建設業が中心になっているが、建設業関係に限らず、少なくとも「最低の基準を守る」ということを前提とした公契約であってほしいと思っている。

(事務局)

先程の委員への発言に対して、説明を少し補足させていただくと、資料8Pの長野市の条例と松本市の方針の比較の中で、松本市の方針の第2条の定義に、「市の契約」又は「契約」とは、市を当事者の一方とする契約で・・・、というところがあり、これが公契約ということになるため、市内のすべての契約を対象にするものではなく、松本市が一方の当事者である契約について定めた方針であるということになる。

また、「建設業の他に対象になるのか」という質問に対しては、「それぞれの自治体の定め方」という説明をしたが、他の自治体の例を見ると、業務委託の関係で対象にしているものは、庁舎の清掃、警備員による警備、電話交換、受付案内、庁舎等の設備管理などで、人件費が中心になるものを対象にしている自治体が多いということである。

例えば、世田谷区では、東京都の最低賃金は1,013円だが、公契約条例で定めている額は1,113円で、100円以上の上の賃金を定めている。ただし、適用されるものは、公契約の中でも、一部の契約だけということはあるが、そういった部分で、賃金上昇を図っている自治体もある。

(委員)

賃金を公契約条例で決めてしまうというのは、どうしても納得がいかない。賃金に関しては、やはり、会社が決めることであって、公契約で決めることではないとは思っている。ただ、その他の面で、法律というものが全般的にあって、もちろん、国民は法律を守らなければいけない義務があるが、結果的に、法律はあるけど全体的に見れば、守るところもあれば守らないところもある。

松本市という範囲で見れば、松本市内の仕事をやっていただく方達には、それなりにきちんとした条件の中でやっていただきたいという思いがあり、その思いが一番、公契約条例を作っていたきたいというところの根底だと思っている。

ただし、その条例の中に、賃金条項を入れるということは、どうしても私の中では無理かなと思っている。

前回、私の方からご提案させていただいた、「労働条件審査」というものがあつた。この報告書だけでは、賃金を決めるということまではできないが、賃金をチェックすることはできるので、条例を作って、チェックするということで、賃金をきちんと決めてほしいという気持ちも、「労働条件審査」というものが入れれば、少し希望を叶えられるのではないかと思っている。

(委員長)

まずは、条例を作る必要があるかどうかということについて、今日、ある程度の方向性を決められたらと思っている。

方向性については、先程の委員から、「公契約に関わらず、本来であつたら民間にも取り入れるべき話」という意見があり、それであれば、公契約条例を作って、結果として、民間の方に繋げていくというような方向性で、今回、公契約条例を作るということに対して意見等はあるか。

(委員)

他市の事例としては、ある一定金額以上の公共工事を対象にしていて、これらの条例で、工事以外の公契約、あるいは民間の方へも広がっていくことを期待してということで、先程話をしたが、実際の効果として、そのようになるのかということも、もう少し議論した方がいいのではないかと思う。

私としては、公共工事に限つての条例になつてしまわないかという懸念がある。

(委員長)

この辺りは、内容をどう定めるのかということにも繋がると思うが、建設業だけに限定するといったような縛りをかけたものにするのか、それとも、もっと全体的な視点で、松本市の公契約に関して考えていくというような方向性もあり得ると思うが、どうでしょうか。

(委員)

確認だが、長野市の条例と松本市の方針が羅列してあるが、方針ならできなくて、条例だからできる、というような具体的な内容が分かれば教えてほしい。

(事務局)

具体的には、民間の権利を制限したり、義務を果たしたりする場合は条例でなければできないということ、受注者の責務などは、方針でもできないわけではないが、あくまで協力を求めるということになる。ただ、契約の条件とする話であるため、新宿区のように、労働環境報告書の提出は、条例化する前から要綱で運用していた例もあることからすると、条例がなくても、契約の相手方に求めることは、入札公告の中で、契約の条件とすれば無理ではないと思われる。

(委員)

そうすると、長野市は公契約基本条例を作って、結果的には、どういったことができるようになったのか。

(事務局)

長野市の条例の中で、中心になるのは第3条の基本理念のところ、これに基づいて、市の取組みを今後進めていくということとしている。内容を見ると、公正性、競争性、透明性から談合の排除まで記述されているが、特別なものはなく、一般的な内容が書かれている。どこの自治体でも、同じような内容が記載されている。

また、長野市の特徴は、第7条の「労働環境の報告」を求めることで、市内の労働環境の改善に繋がればということで、4月に条例を施行し、労働環境については、半年間の準備期間を設けて、この10月から運用していくと聞いている。内容としては、12、14Pにあるようなチェック表を使って、労働環境の改善を図るというもの。対象にしているのは、1億円以上の建設工事、1千万円以上の業務委託、1億円以上の指定管理者で、長野市全体の公契約からすれば、極一部にしか求めないということではある。

(委員)

第7条についても、契約の条件にすればできるということになると思うが、具体的なメリットが少ないのに、長野市や他の自治体はなぜ条例化したのか。

(事務局)

前回の資料になるが、契約管財課で、昨年度に、賃金型の9市と理念型の9市に照会したものがあ

る。「公契約条例制定のきっかけはどのようなものか」という、問い合わせた内容だと、議会での答弁がきっかけとなり検討を進めたという自治体が一番多い。内部的な検討というよりは外部的なところ（市長公約や議会答弁）がきっかけという自治体が多くあった。

松本市もきっかけは同じ（労働団体との懇談会）だが、条例の必要性の有無というところから始める自治体は少ない。大半の自治体は、はじめから、市の方針として賃金型を導入するとか、理念型として定めるところが多い。そういった意味で言うと、松本市は特殊な方かもしれないが、これは、市長が発言の中で、労使双方の意見を聞く場から始めたいと

いうことで、そこに基づいているということになる。

(委員)

私は、この公契約条例の話があったとき、どれだけ影響があるのかな、ということを経初に考えた。私が、一番影響があると思っているのは業務委託である。工事については、設計が比較的しっかりしていると理解していて、多少の影響はあっても、もの凄く大きな影響を与えるものではないと思っている。一方の業務委託については、業者間の叩き合いにより、特に、ここ十数年だが、業務が担保できるのかなというレベルのものもあり、現場の実感としては、そう感じている。

業務委託の1,000万円以上ということになると、かなり範囲が絞られるが、例えば、年間を通じて委託しているものを対象にして考えていくとしたときに、財政側にいる者としては、当然、1円でも安くということを考えるが、中には常識の範囲を超えていると感じるものも実際には存在する。そういうところが、一番大きくインパクトがあるのかなと実感してある。

(委員)

私も同様で、工事は、規模がある程度のところで切っているので、それほど大きな影響はないのではないかと考えている。一方の業務委託については、今の話のように、どれだけ網がかけられるのか、そういったところに、効果が現れるというような気がする。

(委員長)

1点、伺いたいことがあるが、先程から、方針ではできなくて条例ならできるというところで、事実上は、方針でできてしまうという趣旨の話かと思うが、是正の公表については、例えば、長野市の公契約条例であると、13条にあるが、この辺りはどうなのか。

(事務局)

基本的には、罰則的なものは条例でないと決められないというところがある。最初の契約をする際に、共通のものとして、必ず約款というものを付けている。その中に、約束ごととして新たに盛り込むということもできなくはないが、一般的には条例の中に盛り込むべき内容という印象を持っている。

(委員長)

必要性のことを議論するにあたっては、資料6Pの法令順守についてはどうなのか、担い手育成とかはどうなのか、というところも関わってくる話なのかと思う。

条例を作るのか作らないのかという、そもそもの問題としてあるが、「どういう条例だから」、「こういう条例だから作る意味がある」、というところもあり、やはり内容にも関係してくる話だと思う。「こんな内容ならいらぬよ」という話もあると思うので、中身も入って議論していくというのは仕方がないのかなという感じを受けている。

概ね、必要があるという意見の方が多いという状況の上で、仮に条例を作るとしたら、どのような内容にするのか、どのような考えで進めていくのか、という観点で議論していくのはどうか。

(委員)

私としては、今まで、方針を策定し、取組みを進めてきているというところで、まずは、松本市の方針に関して内容を検討して、不足等があるようであれば、新たな方針として付け加えるという方法もあると思う。仮に、検討していく中で、方針もいないということであれば、何らかの契約の心得えは必要だと思うので、そういった形で準備いただくという方法も考えられる。

また、検討する中で、財政的なことも含めて、条例化しないとできないこともあると思う。そういったことも踏まえ、課題等も多いと思うので、順序立てて検討していったらどうか。

(委員長)

この会議の中では、もともと条例を作ることが先に決まっているわけではなくて、条例が必要かどうかというところから議論していくための会議と理解している。

現在、「松本市の契約に関する方針」があるが、その内容についても、この会議の中で議論するということが良いか。

(事務局)

現在、松本市の契約入札制度に関しては、「松本市の契約に関する方針」に基づいて取組みを進めているため、今の取組方針でいいのか、あるいは足りていないのか、ということは議論にあっていると思っている。考え方としては、現在の取組方針で足りているのではないかという考え方と、足りないので、条例として制定して、更に取組みを進めていくべきではないかという考え方もあるので、条例化が前提ではないとは思っている。

(委員)

長野市もそうだが、賃金型にしても理念型にしても条例化している自治体が他にもある。条例化したことによる利点について教えてほしい。

(事務局)

第2回目の資料「公契約条例制定設置状況調査」の中で、「条例の制定により賃金の上昇は見られたか」という問いに対し、「上がったと思っている」、「把握していない」というところ、あるいは、「一定の上昇は確認できるものの、他の案件等への波及効果は不明」、「賃金の引上げを行ったか」というアンケートを設けたところ、工事では全員、業務委託では過半数が行っていないとの回答」というところもあり、賃金型9市の中でも、なかなか明確な効果があったと回答している自治体はなかった。

(委員)

そもそも、公契約条例は、賃金だけの話ではないと思っている。一定のところまで上げることを目的に、条例を設けるといってはありえない話だと思う。「最低の基準を満たすことを前提に契約する」ということであって、賃金の上昇に影響を与えるという効果には、まったく期待していない。期待することを趣旨とした条例ではないと、私は捉えている。

(委員長)

松本市の契約に関する方針があっても、松本市の現状があっても、さらに改善し、いい方向に持っていくためには、公契約条例を作る必要があるのかというところから議論していくことが、この委員会の趣旨だと思っている。

その辺りも、前々回からいろいろ、話を出していただいていると思うが、その上で、そういう観点から考えただけならと思っている。

(委員)

仮に、条例を作って公表すると、すごい影響力があると思うし、「どうする？」ということになると思う。やはり危機感というか、法律を守ることは当たり前のことであって、今までは方針という少し緩いもので行っていたところを、きちんとした条例を制定するとなれば、請負工事だけではなく民間にも何らかの影響が及ぶと思っている。

今は、きちんとしたものが求められる時代なのかと思うし、条例を作る意味はあると思っている。

(委員)

論点 B の法令遵守については、一定の条件の基で、公正競争が確保されて、入札や契約がされるという形を作るのが、公契約条例の原点だと思っている。

特に、労働条件関係の部分で、資料 1 2 P の碧南市のところだが、例えば、3 で労使協定、⑤の 3 6 協定では、労働局の調査によると、全事業全事業所の 3 6.9 % しか協定締結の届出がされていない。6 割以上のところは全く届出がないという実態がある。

そういう状況は、実際に存在しており、例えば、就業規則の関係においても、就業規則がないところはかなりある。直近数年の中で、働き方改革の関係法令等で、労働時間の上限規制、有給休暇などの確実な取得、同一労働・同一賃金の問題などの法改正が多く行われ、本来であれば就業規則は、その都度、改定・改正がされて、届出をしなくてはならないというように法律で決められている。

まさに、資料 1 2 P に書かれていることは当たり前のことであって、これができていて初めて守られ、公契約の契約を結ぶとすることができる。それができていれば、公正競争が確保されていると思うし、公契約というのは、その上で結ぶべきものだと思う。

そのためのものを作っていきたいように思っている。現在の松本市の方針は、とても良いことが書かれているが、こういったものをきちんと担保できるような作りになっていないので、担保できるような形にしていきたい。このようなことから、是非、条例を取り入れていきたいと思っている。

私、個人的には、最低賃金でいいと思っている。実は、最低賃金でさえ守られていないのが現実で、労災隠し、未払い賃金は当たり前にある。このような労働条件が当たり前にある中で、だからこそ、そういうことがないように、当たり前のことを当たり前に、最低限のことを担保された上で、公契約は結んでいく必要があると思う。

そのためには、今の方針では、少し心もとないので、きちんと担保できるような条例を作っていきたいというのが私の意見である。

(委員)

まずは、条例の必要性という観点で、皆さんの意見は、まとまったという感じがするが、どうか。

(委員長)

恐らく、労働者側の皆さんは、「条例の必要性はある」という意見と、事業者側の皆さんは、「条例までは」ということだが、市側の意見を伺いたい。

(委員)

私は、行政側として、そういった情報を提供しないといけないと思っているので、どちらとも言えない。

(委員)

作るか作らないかは最終決定だと思う。これまで、いろいろな課題も出てきていて、論点も明確になっているので、それについては、次回以降の検討委員会で、意見をいただくということでもいいのではないのでしょうか

(委員長)

最終的には、松本市の契約に関する方針の内容を、第6回で議論するという結論もないわけではないということも考えられる。

(事務局)

現在の市の方針のポイントは、基本理念になる。理念型条例の中で、長野市ほど多くの項目を基本理念として盛り込んでいる自治体はほとんど見ない。一方の松本市の方針は、27年に制定し、若干の表現の違いはあるが、長野市とほぼ同じような内容を盛り込んでいるので、これをベースに、市の責務や受注者の責務などの足りない部分を盛り込んでいくというのは、ありなのかと思う。

(委員長)

条例ではなくて、今の方針を変えるということについて、意見はあるか。

(事務局)

理念に盛り込んでいる中で、労働者の賃金の水準の設定、その他の労働環境の整備というところは、長野県もそうだが、なかなか手付かずのところがあり難しい課題ではある。

新宿区は、条例化をする前からほぼ同じ内容で、要綱で運用していたということを考えれば、松本市は、今ある方針の中で、労働環境に関する取組みも考えていくということは、可能だと思う。ただ、責務については、難しいところがあるというように感じている。

(委員長)

それも選択肢の一つだと思う。具体的にどういう形で、松本市の方針又は条例を考えていく必要があるのかということから、もう少し議論していく必要があると思う。

今、条件を作ろうというところで決めてしまうのではなく、今必要なことは何か、それを、達成するためには、今の状態ではどの方法が良いのかという観点から議論を進めていくということではいかがか。

(委員)

極論ではあるが、私も条例でなくても良いという考え方は、「無きにしも非ず」というところだが、労働条件審査をきちんと入れてということであれば、方針であってもそれなりの効果は得られると思う。

(委員長)

今、この会が設けられて、これまで松本市の契約関係について議論して、それが、何かしらの形が出るということだけでも、社会的な話としてはいい話だと思うので、どういう形で、どういうことを織り込んでいくことが良いのかという観点から、今後、話を進めていくということでしょうか。

(各委員)

意義なし。

(委員長)

それでは、これまでの配布資料等を参考に、現状の松本市で、どういったことが考えられるのか、何が適切なのかというようなことを、再度、検討いただいて、次回にお持ちいただくということをお願いしたい。

それでは、本日の検討委員会はこれで終了とする。

(事務局)

以上で、第3回松本市公契約条例検討委員会を閉会する。